

議場の秩序維持を求める決議

本県議会本会議場において、議員の発言中、または執行部の答弁中、議長の制止に従わず、大声での不規則発言、テーブルをたたくなどの行為が繰り返され、そのたびに議事が妨害されている。

言論の府である県議会の公正な議事を侵害し、その品位をおとしめる行為は、ひいては議員の発言権、質問権を脅かすものであり、県民代表として断じて許されるものではない。

よって、議長におかれては、会議規則にのっとり、議場の秩序の維持に一層の注意喚起を促すとともに、議長の制止を無視して議事を妨害する者に対し、退場処分等厳正なる措置をとるよう強く要求する。

上記のとおり決議する。

平成 29 年 6 月 30 日

沖 縄 県 議 会

沖縄県議会議長 宛て